

## 市街地循環バスの運賃改定について

「館山市地域公共交通会議運賃協議会分科会規定」に基づき、「館山市地域公共交通会議運賃協議分科会」を設置し、市街地循環バスに係る協議運賃について協議を行います。

### 1. 協議理由

持続可能な公共交通サービスを提供していくため、人件費や燃料費の高騰に伴う運行経費の上昇に合わせた運賃設定や、キャッシュレス決済の割引を廃止し、収支の改善を図る。

### 2. 運賃改定日

令和8年4月1日

### 3. 運賃改定（案）

運賃項目	改定前（キャッシュレス）	改定案（キャッシュレス）	差額（キャッシュレス）
大人	200円（160円）	250円（250円）	50円（90円）
小学生	100円（100円）	130円（130円）	30円（30円）
未就学児	0円（0円）	0円（0円）	0円（0円）
障害者・ノーカー <sup>サボ</sup> ト優待所持者	100円（100円）	130円（130円）	30円（30円）
1か月乗り放題バス	2,000円（1,600円）	4,000円（4,000円）	2,000円（2,400円）

#### ・改定案について

受益者負担のみによる運行をしていくためには更なる値上げが必要となるが、少しでも財政負担を減らし持続可能なものとするため、運行経費の上昇率（約21%）を踏まえて、改定後の運賃を設定したい。なお、収支率の改善を目標としつつ、利用者離れを防ぐため、最小限の値上げとしている。

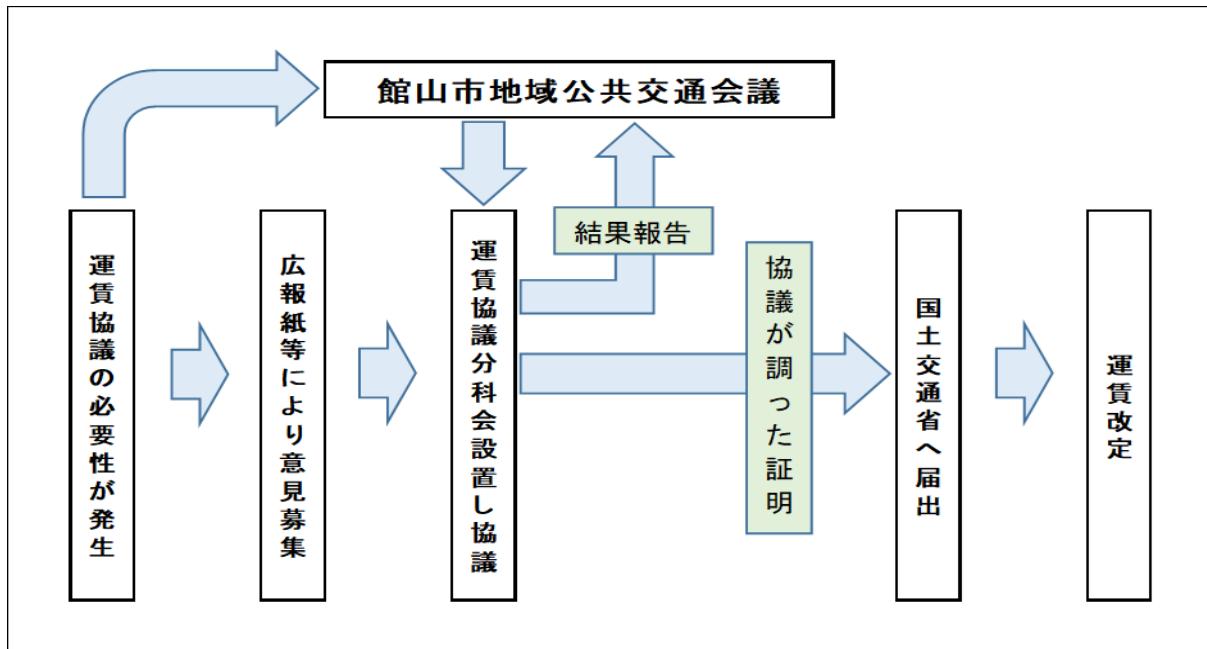
各種割引制度については、通常の路線バスの運賃に合わせ、キャッシュレス決済に掛かる割引は廃止し、通常料金と同額とする。

なお、小学生や障害者、ノーカー<sup>サボ</sup>ト所持者などの交通弱者に対する割引率は継続する。

1か月乗り放題バスについては、10回分の運賃であったが、安い運賃設定であったため、「1回乗車運賃×26日（月運行回数）×60%」として計算し、千円単位に切り上げた運賃設定としたい。（約40%割引き）

#### 4. スケジュール

- R7. 12 館山市公共交通会議
- R8. 1～ 道路運送法第9条5項に基づく意見募集
  - ・方法 市広報紙、市ホームページ及びSNSなど
- R8. 2 館山市地域公共交通会議運賃協議分科会  
館山市公共交通会議へ報告
- R8. 4 運賃改定実施



#### 5. 参考

- ・運賃協議分科会委員
  - 館山市（副市長）
  - 協議を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者（日東交通（株））
  - 地方運輸局長（千葉運輸支局主席運輸企画専門官）
  - 市民の意見を代表する者（各地区区長会長10名）

#### ・市街地循環バス運行状況

期間	運行日数	利用者	一人当たりの経費	運賃収入	運行経費	収支率
R5. 6～R6. 3	260日	8,357人	1,768円	1,327,904円	14,774,874円	8.99%
R6. 4～R7. 3	311日	10,122人	2,851円	1,748,302円	28,856,720円	6.06%
※R7. 4～R7. 9	157日	5,295人	2,629円	949,889円	13,923,057円	6.82%

※令和7年度は、令和7年9月までの実績